

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和7年10月10日

公益社団法人日本パワーリフティング協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.jpa-powerlifting.or.jp/information.php#a03>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>(1) 日本パワーリフティング協会中長期計画を策定している。</p> <p>「日本パワーリフティング協会のビジョン、ミッション及びパワーリフティング文化を豊かに享受できる環境の創出、享受の多様化の促進、パワーリフティングを核にした連携・協働の促進について、令和2年から今後10年の指針として「日本パワーリフティング協会中長期計画」を策定し、令和2年度第6回理事会において承認を得た。」中長期計画の達成状況について、これらの計画は、達成状況を理事会に報告し、年次見直しをかけている。</p> <p>(2) 中長期計画はホームページに掲載している。https://www.jpa-powerlifting.or.jp/pdf/minutes/1_3.pdfまた、中長期計画は総会において報告し、加盟団体へ周知している。</p> <p>(3) 計画策定にあたり、理事会作成の原案を協会ホームページに掲載し、インターネットフォームを用いて広くコメントを募った。調査期間は令和2年9月21日から同月30日までの10日間とし、合計3名より意見を得た。</p>	1.公益社団法人日本パワーリフティング協会中長期計画表 2.令和2年度第6回理事会議事録 3.パブリックコメント一覧 49.令和3年度定期社員総会議事録 56.令和4年10月28日理事会議事録 63.令和5年6月4日定期社員総会議事録 115.令和7年10月10日理事会議事録
2	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>(1) 当協会では組織運営強化に関する計画を策定している。（中長期計画一覧と同時策定）「理事選出について、役員選任規程を改訂、各ブロック及び加盟団体代表者より選手登録等の割合に応じ民主的に選出するシステムを構築した。また、顧問弁護士との連携により、役員へのコンプライアンス教育等を実施する計画を策定した。本計画は令和2年度第6回理事会において承認を得た。」これらの計画は、達成状況を理事会に報告し、年次見直しをかけている。</p> <p>(2) 計画はホームページに掲載している。（中長期計画一覧に記述されている。）</p> <p>(3) 計画策定にあたり、理事会作成の原案を協会ホームページに掲載し、インターネットフォームを用いて広くコメントを募った。調査期間は令和2年9月21日から同月30日までの10日間とし、合計3名より回答を得た。（中長期計画と共にコメントを募った。）</p>	1.公益社団法人日本パワーリフティング協会中長期計画表 2.令和2年度第6回理事会議事録 3.パブリックコメント一覧 4.組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画 56.令和4年10月28日理事会議事録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>(1) 当協会では組財務健全化に関する計画を策定している。（中長期計画一覧と共に策定）「財務の健全化を図るための選手審判等登録者の増加や経費削減方略について策定し、令和2年度第6回理事会において承認を得た。」これらの計画は、達成状況を理事会に報告し、年次見直しをかけている。令和5年7月以降は毎年財務指標分析を行い、現在の財務状況に問題がないことを確認した。</p> <p>(2) 計画はホームページに掲載している。（中長期計画一覧に記述されている。）</p> <p>(3) 計画策定にあたり、理事会作成の原案を協会ホームページ掲載し、インターネットフォームを用いて広くコメントを募った。調査期間は令和2年9月21日から同月30日までの10日間とし、合計3名より回答を得た。（中長期計画と共にコメントを募った。）</p>	1.公益社団法人日本パワーリフティング協会中長期計画表 62.財務指標分析（更新） 5.財務の健全性確保に関する計画 2.令和2年度第6回理事会議事録 56.令和4年10月28日理事会議事録
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>(1) 外部理事の登用目標を25%以上とし、令和7年までに3名、令和9年度に4名の登用を目指したが、令和7年度は外部理事1名の登用となった。一方、監事2名は以前から外部役員であるため、外部役員の総数は3名である。理事の目標には届かなかったが、ガバナンス・コードの趣旨である「外部からの視点を確保する」という目的は満たしていると考える。</p> <p>(2) 女性理事について、女性理事の割合を40%と定め、令和7年までの達成を目指した。しかし、現状は女性理事が2名にとどまっており、目標達成はできなかった。本協会は女性比率が約15%と、女性の少ない競技団体であることも影響しており、この人口比を考慮すると、現状は適切な選出がなされていると認識している。今後は、女性選手人口の増加に取り組むとともに、女性の役員登用をさらに強化する。具体的には、令和7年度の委員会登用において、10の委員会に15名の女性委員を登用し、前回より3名増加させた。委員会への積極的な登用を通して、女性が理事職に興味を持つきっかけをつくることに注力する。また、各委員会では女性委員が中心となり、女性選手を増やすための企画立案も行っていく予定である。</p>	1.公益社団法人日本パワーリフティング協会中長期計画表 4.組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画 38.役員名簿（更新） 25.役員の報酬等及び費用に関する規程 49.令和3年度定時社員総会議事録 57.令和5年度委員会名簿 116.令和7年度委員会名簿
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当協会は社団法人であるため、この項目は該当しない。	なし

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること (3)アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) アスリート委員会規程を整備した。令和3年度以降は年1回開催するものとする。 (2) 全国8ブロック及び加盟団体より選出している。委員の多様性確保から令和5年度改選において女性の選出を推奨、女性を1名選用することができた。 令和7年度改選においては女性2名を選用することができた。 (3) アスリート委員会は担当理事制をとっており、担当理事がアスリート委員会に出席し、委員会の意見を理事会へ反映させる。アスリート委員会の意見は理事会において審議されて運営に反映している。	6.アスリート委員会規程 41.アスリート委員会名簿(更新) 42.アスリート委員会議事録 97.令和5年7月5日理事会議事録 117. 令和7年1月28日アスリート委員会議事録
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(1) 「定款」第21条において理事5名以上15名以内、監事3名以内を定めている。実効性確保の面から全国区より登録人数に応じた役員選任の方法を策定した。「役員選任規程」第2条において、各ブロック長が推薦する11名、加盟団体推薦の2名、理事会推薦の学識経験者2名とすることを示し、選手等登録数に応じて、関東ブロックから3名、近畿ブロックから2名を選出することを定めた。「役員選任規程の細則」第4条において、選任時の判断基準を示している。	58.定款 7.役員選任規程 8.役員選任規程の細則 2.令和2年度第6回理事会議事録 38.役員名簿(更新) 11.理事会運営規程
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1) 「役員選任規程」第4条第1項において理事就任時の年齢制限を70歳未満とすることを定めている。	7.役員選任規程 12.専門委員会規程 36.加盟団体規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することができないよう再任回数の上限を設けること	(1) 役員選任規程第4条第1項において2年任期制とし、最大10年を超えて在任できないよう定めた。定款第25条において、1期2年を定めている。 【激変緩和措置（または例外措置）】	7.役員選任規程 2.令和2年度第6回理事会議事録 58.定款 なし
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1) 理事代表1名、監事代表1名、正会員代表2名で構成する独立した選考委員会を設置している。構成員に監事代表として弁護士または公認会計士の有識者を1名配置する仕組みである。令和3年度及び令和5年度、令和7年度の役員選考委員会は公認会計士の監事代表を1名登用して運用している。	8.役員選任規程の細則 43.役員選考委員会名簿 44.令和3年度役員選考委員会議事録 59.令和5年度役員選考委員会議事録 30.監事経歴書 118.令和7年度役員選考委員会議事録
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(1) 必要な規程を整備している。具体的には、証憑書類のとおり。	9.役員職員倫理規程 26.競技者等に関する倫理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	(1) 定款、規程を整備している。具体的には、証憑書類のとおり。	58.定款 10.会員の入会手続き、会費等に関する規程 11.理事会運営規程 60.常務会規程 36.加盟団体規程 12.専門委員会規程 13.事務局規程 14.経理規程 17.公認審判員規程 69.特定費用準備資金等取扱規程 24.ドーピング防止規程 70.弔慰見舞金規程 71.表彰規程
13	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	(1) 定款、規程を整備している。具体的には、証憑書類のとおり。	58.定款 71.文書取り扱い規程 73.個人情報保護方針 74.ソーシャルネットワークサービス運用ポリシー 23.ホームページの管理・運用規程 106.2025年アジアパシフィックアフリカ大会契約規程 107.2025年アジアパシフィックアフリカ大会財産管理処分規程 119.競技会におけるドレスコードガイドライン

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
14	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること (3) 法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	(1) 役員の報酬等及び費用に関する規程、事務局規程を整備している。	25.役員の報酬等及び費用に関する規程 13.事務局規程
15	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること (4) 法人の財産に関する規程を整備しているか	(1) 定款に記載している。経理規程、特定費用準備資金等取扱規程、クレジットカード等取扱規程を整備している。	58.定款 14.経理規程 69.特定費用準備資金等取扱規程 120.クレジットカード等取扱規程
16	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること (5) 財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	(1) 会員の入会手続き、会費等に関する規程、選手及び登録団体規程、賛助会員規程、寄付金取扱規程を整備している。	10.会員の入会手続き、会費等に関する規程 15.選手及び所属団体登録規程 22.賛助会員規程 108.寄付金取扱規程
17	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	(1) 「国際大会派遣選手選考規程」、「国際大会への選手団派遣規程」、「国際大会へ派遣する日本選手団の役員選考基準」を整備しており、日本代表選手選考は公平かつ合理的に行なっている。なお、選手の権利保護について、「国際大会派遣選手選考規程」第8条において不服申し立てについて記述している。 (2) 「選手及び所属団体登録規程」第8条において、選手の移籍についての権利を定めている。「選手及び所属団体登録規程」第10条において、選手の肖像権について定めている。 (3) 公平かつ合理的な規程が作成できるよう、選手及び指導者ではない事務局長とスポーツ法務を得意とする顧問弁護士により立案している。	18.国際大会派遣選手選考規程 (更新) 37.国際大会への選手団派遣規程 (更新) 33.国際大会へ派遣する日本選手団の役員選考基準 (更新) 15.選手及び所属団体登録規程
18	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	(1) 公認審判員規程及び公認審判員選考規程を整備している。	50.公認審判員選考規程 17.公認審判員規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	(1) 弁護士と顧問契約を締結しており、日常的に相談や問い合わせができる体制を構築している。監事に顧問弁護士及び公認会計士を配置しており、意思決定の際に相談できる体制を整備している。外部理事として弁護士資格を持つ理事を令和7年6月の定時総会に登用する予定である。 (2) 役職員は顧問弁護士によるガバナンス講習会で組織運営に必要な知識を学修している。	61.弁護士顧問契約書 31.監事略歴
20	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1) 令和5年7月からフェアプレイ委員会をコンプライアンス委員会へ改称、今後はコンプライアンス委員会を年1回以上開催し、コンプライアンス強化に係る方針や計画の推進と見直し、リスクの把握等を実施する予定である。 ・令和5年度は案件発生に伴い、コンプライアンス委員会を2回開催した。 (2) 専門委員会規程に役割を明記している。コンプライアンス委員会は、本協会のコンプライアンス強化に係る方針や計画の策定に関する業務、コンプライアンスに関する研修についての計画に関する業務、都道府県協会又は加盟団体の定款、倫理規程その他諸規程の策定に関する助言に関する業務、通報相談窓口の運営に関する業務、コンプライアンス違反が発生した場合における対応業務、各号の実施状況の点検に関する業務を行うものとしている。 (3) 令和5年7月より女性委員を登用している。	105.コンプライアンス委員会議事録 12.専門委員会規程 68.コンプライアンス委員会名簿 (更新)
21	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	(1) 案件発生時は「通報窓口規程」により、コンプライアンス委員会は倫理委員会の委員長（弁護士）と緊密に連携をとって対応する。また、コンプライアンス委員会は諮問機関の位置付けであり、意思決定は理事会となる。理事会には外部理事の弁護士及び公認会計士や税理士の監事が在籍している。	68.コンプライアンス委員会名簿 35.倫理委員会規程 92.倫理委員長略歴 31.監事略歴 75.通報窓口規程 100.倫理委員長（弁護士）委任契約書

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>(1) 令和2年度より年1回研修会を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は令和3年2月に、顧問弁護士による研修会を実施し、加盟の都道府県協会代表が参加して勉強を行った。34名が出席し「スポーツ指導とハラスメント、大会運営における事故と法的責任について」を学修した。 ・令和3年度は令和3年12月に、タイトルを「情報リテラシー研修」とし、顧問弁護士が講師を務め「23.選手及び指導者向け」並びに「24.審判員向け」の研修を包括する形でオンライン開催した。95名が参加し、SNSによる誹謗中傷などの問題について学習を深めた。 ・令和4年度は令和4年12月に、タイトルを「ガバナンス講習会」とし、顧問弁護士が講師を務め「23.選手及び指導者向け」並びに「24.審判員向け」の講習を包括する形でオンライン開催した。81名が出席、役職員の内容として一般団体向けガバナンスコードについて学習した。 ・令和5年度は、令和5年6月、定時社員総会に顧問弁護士を招聘し、「ガバナンスコード研修（中央スポーツ団体向け及び一般スポーツ団体向け）」を開催し、NF役職員12人名が出席して学習した。 ・令和6年度は、令和6年6月定時社員総会に顧問弁護士を招聘し、NF役職員20名が出席した。 ・令和7年度は、令和7年6月8日定時社員総会に顧問弁護士を招聘し、NF役職員16名が出席した。 	46.令和2年度研修開催要項 51.令和3年度研修開催要項 67.令和4年度研修開催要項 95.令和5年度研修開催要項 (令和5年度定時社員総会案内) 101.JPAコンプライアンス教育実施計画 109.令和6年度研修開催要項 (令和6年度定時社員総会案内) 121.令和7年度研修開催要項 (令和7年度定時社員総会案内)
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>(1) 令和2年度より年1回実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年11月にスポーツ仲裁機構の助成を受け、弁護士によるコンプライアンス、ハラスメントの研修会を実施した。 ・令和3年度は令和3年12月に、タイトルを「情報リテラシー研修」とし、顧問弁護士が講師を務め「22.NF役職員向け」並びに「24.審判員向け研修」を包括する形でオンライン開催した。95名が参加し、SNSによる誹謗中傷などの問題について学習を深めた。 ・令和4年度は令和4年12月に、タイトルを「ガバナンス講習会」とし、顧問弁護士が講師を務め「22.NF役職員向け」並びに「24.審判員向け」の講習を包括する形でオンライン開催した。81名が出席、選手及び指導者向けの内容としてSNS利用の危険性について学習した。 ・令和5年度は、指導者向けとしてコーチ1講習会の内容に「理想の指導者象（コンプライアンス教育）」を組み込み、令和6年1月に開催、126名が受講した。選手向けには令和6年1月22日23日,26日オンライン講習会を実施、164名が参加した。 ・令和6年度は指導者向けとしてコーチ1講習会を令和6年12月21~22日に開催、142名が受講した。選手向けには2月17日~18日オンライン講習会を実施、45名が参加した。 ・令和7年度は指導者向けとしてコーチ1講習会を令和7年7月5日~6日に開催、51名が受講した。選手向けには11月以降にオンライン講習会を開催予定。 	45.令和2年度研修開催要項 51.令和3年度研修開催要項 67.令和4年度研修会資料 101.JPAコンプライアンス教育実施計画 110.令和5年度研修開催要項 122.令和6年度研修開催要項 123.令和7年度研修開催要項

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>(1) 令和2年度より年1回以上研修会を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は令和3年2月に開催されたオンライン審判講習会時に、日本スポーツ仲裁機構の助成を受けた弁護士による「審判員コンプライアンス研修」を開催した。53名が参加した。 ・令和3年度は令和3年12月に、タイトルを「情報リテラシー研修」とし、顧問弁護士が講師を務め「22.NF役職員向け」並びに「23.選手及び指導者向け」の研修を包括する形でオンライン開催した。95名が参加し、SNSによる誹謗中傷などの問題について学習を深めた。弁護士が行うものほか、大会時にルールクリニックを行い、公平なジャッジメントを行うためのレクチャーを組み込んでいる。9大会のべ309名の参加があった。 ・令和4年度は令和4年12月に、タイトルを「ガバナンス講習会」とし、顧問弁護士が講師を務め「NF役職員向け」並びに「23.選手及び指導者向け」の講習を包括する形でオンライン開催した。81名が出席、審判員向けの内容として公平なジャッジメントについて学習した。弁護士が行うものほか、大会時にルールクリニックを行い、公平なジャッジメントを行うためのレクチャーを組み込んでいる。8大会のべ480名の参加があった。 ・令和5年以降、審判員の育成研修会及び資格更新講習会、全国的競技会時に技術委員長によるルールクリニックが計画されている。 	47.令和2年度研修開催要項 51.令和3年度研修開催要項 67.令和4年度研修会資料 96.審判育成講習会参加一覧 101. J P A コンプライアンス教育実施計画
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	<p>(1) 専門家のサポート体制に関する資料を作成して検証している。</p> <p>(2) 監事が弁護士及び公認会計士であり、常時相談できる体制にある。顧問弁護士を配置し、法務的な事象について常時相談できる体制が構築されている。株式会社公益総研と委任契約を締結しており、日常的に公益法人の会計、税務に関する相談ができる体制となっている。</p>	31.監事略歴 61.弁護士顧問契約書 76.コンサルタント契約書 104.専門家のサポート体制に関する資料
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<p>(1) 経理規程を作成している。</p> <p>(2) 弁護士及び公認会計士の監事を配置している。</p> <p>(3) 弁護士の監事による業務監査、公認会計士による会計監査を実施し、監査報告書を作成している。</p>	58.定款 14.経理規程 31.監事略歴 77.令和2年度監査報告 78.令和3年度監査報告 79.令和4年度監査報告 111.令和5年度監査報告 124.令和6年度監査報告

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<p>(1) 経理規程、助成金事業に関する旅費及び諸謝金規程を作成している。適宜、顧問弁護士やコンサル契約の公認会計士に相談しながら処理を行ない、法令等を遵守している。補助金・助成金の利用に関して日本スポーツ振興センター「スポーツ振興基金交付要綱」、「スポーツ基金助成金実施要領」、「スポーツ振興くじ助成金交付要綱」、「スポーツ振興くじ助成金実施要綱」を遵守している。助成金使途についてはホームページで公開している。</p> <p>公開URL : https://www.jpa-powerlifting.or.jp/information.php#a04</p>	14.経理規程 80.助成金事業に関する旅費及び諸謝金規程 81.令和2年度補助金交付決定通知書 82.令和3年度補助金交付決定通知書 83.令和4年度補助金交付決定通知書 84.令和5年度補助金交付決定通知書 112.令和6年度補助金交付決定通知書 128.令和7年度補助金交付決定通知書
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<p>(1) 公益法人に求められる開示書類について、ホームページで公開している。</p> <p>公開URL : https://www.jpa-powerlifting.or.jp/information.php#a04</p>	85.令和2年度予算書 86.令和2年度決算書 87.令和3年度予算書 88.令和3年度決算書 89.令和4年度予算書 90.令和4年度決算書 113.令和5年度予算書 114.令和5年度決算書 125.令和6年度予算書 126.令和6年度決算書
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<p>(1) 国際大会選手選考規程を整備している</p> <p>公開URL : https://www.jpa-powerlifting.or.jp/pdf/international-game-Selection-rule_2310.pdf</p> <p>国際大会派遣に際しては選考理由の明示を行った「選手団」ファイルをホームページに公開している。</p> <p>公開URL : https://www.jpa-powerlifting.or.jp/championships.php#a04</p>	18.国際大会選手選考規程規程 91.日本代表選手団名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1) ガバナンスコードの遵守状況をホームページで開示している。 公開URL : https://www.jpa-powerlifting.or.jp/information.php#a03	なし
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) 役員職員倫理規程第3条第5項において、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることをしてはならないこと遵守事項に定めている。利益相反取引を行う際は、見積もりを取得し、理事会承認を得ている。 (2) 法令に基づき利益相反を適切に管理している。また、利益相反ポリシーを定めている。	9.役員職員倫理規程 34.利益相反ポリシー
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1) 利益相反ポリシーを策定し、利益相反を適切に管理している。	34.利益相反ポリシー
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) 通報窓口について、ホームページやSNSを通じて周知している。 (2) 通報窓口規程にて、業務に携わる者や通報者、被通報者に関する守秘義務を課している。 (3) 通報窓口規程第12条にて、守秘義務を設け、情報管理を徹底している。 (4) 通報窓口規程第11条にて、通報者の保護を設け、通報者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 (5) メーリングリスト一斉メールを通じて、担当職員に対して、通報窓口制度設置と通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。 通報窓口URL : https://www.jpa-powerlifting.or.jp/contact.php	75.通報窓口規程
34	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(1) 通報窓口規程を作成した。通報窓口は弁護士の倫理委員会委員長に助言を仰ぐ体制で構築されており、専門家へ事案の相談をしながら運営している。	75.通報窓口規程 92.倫理委員長略歴 68.コンプライアンス委員会名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	<p>(1) 倫理委員会規程が懲罰制度の運営を定めたもので、第4条にて、処分の手続きを記載している。役員・職員倫理規程第3条において、遵守事項について定めている。競技者等に関する倫理規程第3条及び第4条において、遵守事項及び禁止事項を定めている。</p> <p>(2) 倫理委員会規程、役員・職員倫理規程、競技者等に関する倫理規程はホームページで公開され周知されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倫理委員会規程 https://www.jpa-powerlifting.or.jp/pdf/ethicscommittee20230705.pdf ・役員・職員倫理規程 https://www.jpa-powerlifting.or.jp/pdf/ethicsforofficers20230705.pdf ・競技者等に関する倫理規程 https://www.jpa-powerlifting.or.jp/pdf/minutes/26.pdf <p>(2) 倫理委員会規程第14条第2項第一項の規定による</p>	35.倫理委員会規程 9.役員・職員倫理規程 26.競技者等に関する倫理規程
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	(1) 処分審査を行う倫理委員会委員長は、弁護士を配置して専門性の確保に留意しているとともに、加盟団体役員から委員を選任して中立性を考慮している。	35.倫理委員会規程 39.倫理委員会名簿
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<p>(1) 倫理委員会規程第5条において不服申し立ての手続きを示し、スポーツ仲裁の利用が可能であることを定めている。</p> <p>(2) 國際大会派遣選手選考規程第8条において、選手選考結果に対してスポーツ仲裁の利用が可能であることを定めている。</p> <p>(3) 申立期間に制限は設けていない。</p>	35.倫理委員会規程 48.不服審査結果通知 18.國際大会派遣選手選考規程
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1) 倫理委員会規程第5条において不服申し立ての手続きを示し、スポーツ仲裁の利用が可能であることを定めている。処分対象者で不服審査を申し立てた者には、「不服審査結果通知」により、スポーツ仲裁の利用が可能であることを通知している。	35.倫理委員会規程 48.不服審査結果通知
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<p>(1) 会長（不在時は専務理事）をリスク管理統括責任者とする危機管理体制を構築している。</p> <p>(2) 令和4年3月、危機管理マニュアルを策定している。</p> <p>(3) 危機管理マニュアルに、事実調査、原因究明、責任者の処分、再発防止策定といった不祥事対応の一連の流れを記載している。</p> <p>(4) 危機管理マニュアルに、不祥事対応としては当該事案に対応する規程に従うことを明記しており、外部調査機関として倫理委員会が対応する。</p>	93.危機管理マニュアル

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	(1) 令和4年3月に不祥事対策マニュアルを策定した。過去4年間において不祥事は発生していない。	94.不祥事対策マニュアル 9.役員職員倫理規程 26.競技者等に関する倫理規程
41	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	(1) 選手・役員の不祥事対応にあたる倫理委員会は外部の弁護士を配置して構成している。過去4年間において不祥事は発生していない。	35.倫理委員会規程
42	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(1) 加盟団体規程にて、本協会と加盟団体との間の権限関係を明確にしている。また、加盟団体規程には、地方組織等の組織運営（公式競技会の実施やアンチドーピングの方針）などを定めており、第14条において不適切な運営をした場合に指導や監督を行うことを記載している。 また、加盟団体等倫理規程に禁止行為定め、違反した場合には処分が行えるようにした。 (2) 中長期計画に基づき、ガバナンス研修会や情報提供のほか、全国的競技会開催を通して加盟団体への指導助言を行っている。 (3) コンプライアンス委員会を設置し、加盟団体への指導助言を行う体制を構築した。令和5年7月、加盟団体向け支援窓口を設置し、法務的・会計的サポートのほか、法人格の取得相談を開始した。兵庫県協会及び群馬県協会が一般社団法人の、 東京都がNPOの法人格を取得した。 公開URL： https://www.jpa-powerlifting.or.jp/information.php#a03 全国大会開催時に不適切と思われる主管協会に対しては指導を行なっている。	36.加盟団体規程 29.組織図（地方組織との関係図） 12.専門委員会規程 102.主管協会指導文書 127.加盟団体等倫理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<p>(1) 令和3年度より、顧問弁護士や日本スポーツ振興センターが開催する加盟団体むけにコンプライアンス研修を案内することで支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月、日本スポーツ振興センター主催オンライン研修（時澤和豊氏ほか） 利益相反の定義、利益相反事例の解説、ケーススタディ、利益相反管理の取組み、スポーツ団体特有の利益相反事例 ・令和4年3月、日本スポーツ振興センター主催オンライン研修（公認会計士 得田 進介 氏） ガバナンス・コンプライアンス・説明責任、不祥事や間違いを防止するための組織づくり 、予算管理のポイント、チェック体制の構築（理事・監事が特にチェックすべき項目）等 ・令和5年6月、社員総会において顧問弁護士を講師にガバナンス講習（TMI総合法律事務所、安里祐介弁護士） NF及び地方団体のガバナンス向上に向けて ・令和6年6月、社員総会において顧問弁護士を講師にガバナンス講習実施 NF及び地方団体のガバナンス向上に向けて ・令和7年6月、社員総会において顧問弁護士を講師にガバナンス講習実施 NF及び地方団体のガバナンス向上に向けて 	<p>95.令和5年度定時社員総会案内（研修案内）</p> <p>103. J P A 加盟団体（都道府県協会）コンプライアンス向上に関する計画</p>